

「かしまを元気に！まるごと応援券」 実施要領

1. 事業の目的

物価高騰等の影響により消費低迷が続く中、鹿島市内の店舗・事業所等で使用できる商品券（1冊3,000円分）を市民全員に配布し、市民生活を支援するとともに、消費を喚起して地域経済の活性化を図る。

2. 応援券の内容

- (1) 名 称 かしまを元気に！まるごと応援券
- (2) 発行元団体 鹿島商工会議所
- (3) 配布枚数 1,000円券×3枚

3. 応援券の有効期間

- (1) **令和5年8月10日（木）から令和5年11月30日（木）まで**

4. 加盟店の登録

- (1) 資格要件 ①鹿島市内に立地する店舗・事業所であること
(鹿島市外に立地する場合でも、当商工会議所会員の方は登録が可能)
②公序良俗に反する事業を営んでいないこと

- (2) 登録期間 応援券有効期間中、随時受付

※ただし6月30日（金）までに登録された加盟店は、8月に市内全世帯へ配布する加盟店一覧チラシに掲載します

- (3) 登録方法 加盟店登録申込書・誓約書・銀行口座振込依頼書を添えて、鹿島商工会議所に提出する

- (4) 登録料 鹿島商工会議所会員・・・無料
" 非会員・・・2,200円（税込み）／1店舗あたり

- (5) 広報について

加盟店はお客様に分かるように、店頭などにポスターを掲示する

※7月1日以降に登録された場合、ホームページ等で随時、最新の加盟店一覧に掲載します

5. 応援券の使用割合

- (1) 応援券3,000円のうち、市外資本の大型店（店舗面積：1,000㎡超）及びチェーン店では、1,000円分（1,000円券×1枚）のみ使用できる

6. 応援券の使用制限

下記に示す内容について、応援券は使用できない

- (1) 商品券・ビール券・図書券・切手・ハガキ・印紙及びプリペイドカード等の換金性の高い商品の購入
- (2) 病院代・薬代の保険診療適用分
- (3) 株式・先物・宝くじなどの金融商品
- (4) 国や地方公共団体への支払い
- (5) 事業活動に伴い発生した買掛金・未払金などの支払い（加盟店間・事業上の支払い）
- (6) 受け取った応援券での他店への支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものへの支払い
- (8) その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

7. 応援券使用上の注意事項

- (1) 有効期間を過ぎると無効とし、応援券の受け取りは拒否すること
- (2) 応援券を使用の際は、つり銭は出さない
- (3) 応援券の交換・譲渡・売買を行ってはいけない
- (4) 応援券の盗難・紛失・滅失に対して、発行元団体では責任を負わない
- (5) 登録した加盟店のみで使用可能（店頭などに加盟店ポスターの掲示）
- (6) 不正行為が発覚した場合には、必要に応じて懲罰的賠償を伴う返金請求などの措置を講じる

8. 応援券の換金

- (1) 換金期間 令和5年8月17日（木）から令和5年12月21日（木）までの毎週月曜日および木曜日（ただし祝日は除く）
9：00～15：30
- (2) 換金場所 鹿島商工会議所1階相談室 （前回の場所と変更しています）
- (3) 換金方法 受け取った応援券の裏面に店舗・事業所名を記入または押印し、「換金申請書」を添えて提出する
- (4) 換金手数料 無料